

○鹿沼市文化活動交流館条例

平成14年10月1日条例第27号

改正

平成16年7月26日条例第17号

平成16年12月20日条例第22号

平成17年9月30日条例第31号

平成24年3月19日条例第4号

令和3年10月4日条例第29号

鹿沼市文化活動交流館条例

(設置)

第1条 市民の文化活動を推進し、新たな市民文化の創造及び豊かな市民生活に向けた生涯学習の支援並びに郷土資料に関する知識の普及を図るため、文化活動の拠点として鹿沼市文化活動交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿沼市文化活動交流館

位置 鹿沼市睦町1956番地2

(指定管理者による管理)

第3条 次に掲げる交流館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 交流館の利用の許可に関すること。
- (2) 交流館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 交流館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 交流館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、交流館の施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。

3 第1項の許可に係る事項を変更するときは、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、交流館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の利用を許可しない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は交流館の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。
- (3) 施設を破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他交流館の管理上支障があると認めるとき。

2 交流館の利用に当たっては、前項の規定のほか、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定を準用する。

(遵守事項)

第7条 第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他交流館に入場した者は、交流館の利用に当たっては規則で定める事項を守らなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に交流館を利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(特別の設備の設置等)

第10条 利用者は、交流館の利用に当たって、特別の設備を設置し、又は器具を搬入する等の交流

館の管理運営上支障を及ぼすおそれがある行為を行うときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、交流館の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(使用料)

第12条 利用者は、利用許可の際、別表第1又は別表第2に定める施設使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、交流館を利用することができなくなったとき。
- (2) 規則で定める期間内に利用許可の取下げ又は変更を申し出たとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第15条 利用者は、交流館の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年10月26日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年 7 月26日条例第17号）

この条例は、平成16年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月30日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 5 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市文化活動交流館条例第 3 条の規定により利用の許可を受けている者は、改正後の鹿沼市文化活動交流館条例第 5 条の規定により利用の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年 3 月19日条例第 4 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年10月 4 日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第12条関係）

施設使用料一覧

施設区分	使用料（1 時間につき）
多目的創作工房室（全室）	200円
多目的創作工房室（東側）	100円
多目的創作工房室（西側）	100円
ギャラリー（控室を含む。）	500円

備考 貸出時間は、午前 9 時から午後 9 時までの 1 時間単位とし、1 時間未満の時間は 1 時間とする。

別表第 2（第12条関係）

施設区分	使用料（月額）
喫茶コーナー	28,000円